

ひとり親家庭への支援

1 児童扶養手当

福祉課 子育て支援係 電話 585-2179

父又は母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために支給されます。

ただし、公的年金や遺族補償等を受けている方や請求者または、扶養義務者の所得が限度額を超える方は手当の全部または一部が支給されない場合があります。

● 支給資格者

下記に該当する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童(心身に一定の障がいがあるときは 20 歳未満)を監護している母、監護しかつ生計を同じくする父、又は父母に代わってその児童を養育している方

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が不明である児童
- (5) 父又は母が引き続き 1 年以上遺棄している児童
- (6) 父又は母が母又は父の申し立てにより DV 保護命令を受けた児童
- (7) 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

● 手当額（令和 7 年 4 月現在）

区分	全部支給の場合	一部支給の場合
児童 1 人のとき	月 46,690 円	所得に応じて月 11,010 円から 46,680 円まで 10 円きざみの額
児童 2 人目以降の加算額	月 11,030 円	所得に応じて月 5,520 円から 11,020 円まで 10 円きざみの額

● 申請手続き

◆ 持参するもの ◆

- ・ 請求者と対象児童の戸籍謄本または抄本
- ・ 請求者と対象児童が同居する世帯全員の住民票の写し
- ・ 請求者本人名義の預金通帳の写し
- ・ はんこ
- ・ 請求者、対象児童、扶養義務者のマイナンバーカード
(または通知カードと本人確認の証明書)

※その他必要書類は、申請者により異なりますので、詳しくは窓口にてご相談ください。



2 ひとり親等家庭医療費助成事業		福祉課 子育て支援係 電話 585-2179
母子家庭、父子家庭等の経済的負担の軽減のため、医療費の一部を助成しています。（所得制限等があります）		
●対象者	ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、父又は母に一定の障害がある家庭、父母のない家庭）の18歳未満の児童とその児童を養育している方	
●助成内容	対象者が医療機関の窓口で支払った医療費（医療保険適用による自己負担分）について、同一受診月ごとに1つの家庭の自己負担額を合算して1,000円を超えた場合に、その1,000円を超えた金額が給付されます。 資格登録後、受給者証が交付されますので、医療機関にかかった際に助成申請書とともに提示し、支払った医療費についての証明を受け、助成の申請をしてください。	
●申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証（親と児童） 戸籍謄本（親と児童） 請求者本人名義の預金通帳の写し はんこ マイナンバーカード（請求者、対象児童、扶養義務者のもの） （または通知カードと本人確認の証明書） ※その他必要書類は、申請者によって異なりますので、詳しくは窓口でご相談ください。	

3 母子・父子・寡婦福祉資金貸付		福祉課 子育て支援係 電話 585-2179
児童の修学や生活の安定のために必要な資金を無利子または低利で貸し付けます。 		
●対象者	20歳未満の児童を扶養する配偶者のいない女子（男子）、父母のいない20歳未満の児童、配偶者のいない女子（男子）が扶養している児童、母子家庭で子どもが成人した母親等	
●種類	修学資金、就学支度資金、就業資金、生活資金、住宅資金等	
●相談先	県北保健福祉事務所 伊達福祉相談コーナー 電話 575-3333 住所 伊達市保原町大泉字大地内 124 番地 福島県伊達合同庁舎 1 階	

4 生活の支援・相談(公的支援機関)

福島県母子家庭等就業・自立支援センター

電話 0120-650-110

子育てと両立させながら、自分に合った職場で安心して働きたいひとり親の方の相談窓口です。相談員がその方の適性や条件に合った働き方を提案するとともに、書類添削や面接対策そして自立のためのプログラム作成等きめ細やかなサポートを無料で行います。

● 利用時間 午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日、年末年始を除く）

● 場 所 福島市八木田字中島 36-1 株式会社トーネット八木田本社内

福島県女性のための相談支援センター



相談専用電話 024-522-1010

配偶者や交際相手などからの暴力、離婚問題、生活問題、家庭問題などさまざまな悩みの相談に応じています。

● 相談時間 午前 9 時～午後 9 時（祝日、年末年始を除く）

